

## 定 款

制 定；平成24年 4月 1日

改 正；令和 1年 5月 28日

### 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人中国電気管理技術者協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を広島市に置く。

(支 部)

第3条 本会は、次の支部を置く。

鳥取支部 島根支部 岡山支部 倉敷支部

福山支部 広島東支部 広島西支部 山口支部

2 支部の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、自家用電気工作物の保安に関する技術の調査研究を行うとともに電気管理技術者の技術の向上を図り、併せて電気保安に関する行政施策の円滑な運営に協力し、もって公共の安全の確保に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自家用電気工作物の保安に関する技術の調査研究
- (2) 電気使用の安全及び使用の合理化に関する相談
- (3) 電気管理技術者の技術の向上に関する施策の推進
- (4) 自家用電気工作物の保安に関する情報の収集及び提供
- (5) 自家用電気工作物の保安に関する行政施策の円滑な運営に対する協力
- (6) 保安管理業務を営む個人事業者の福利厚生及び事業発展支援
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、中国地方及びその周辺において行うものとする。

### 第 3 章 会 員

(構成員)

**第6条** 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会する電気管理技術者
- (2) 準会員 本会の目的に賛同して入会する電気管理技術者を指す者
- (3) 賛助会員 前項に該当しない者で、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

**第7条** 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

**第8条** 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

**第9条** 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

**第10条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に著しく違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

**第11条** 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

## 第4章 総会

(構成)

**第12条** 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

**第13条** 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

**第14条** 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

**第15条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

**第16条** 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

**第17条** 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

**第18条** 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会を欠席する正会員は、他の正会員を代理人とする委任状、又は議決権行使書のいずれかの書面を提出することにより、あらかじめ通知された事項について議決権を行使することができる。この場合の提出期限は、総会の開催毎に通知する日とする。

4 前項の場合における第1項及び第2項の規定の適用については、その会員は総会に出席したものとみなし、その議決権の数は出席した正会員の議決権の数に算入する。

5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わな

なければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

**第19条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

**第20条** 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事8名以上11名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長を法人法上の代表理事とし、専務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第21条** 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

**第22条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 会長、副会長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第23条** 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること

(2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること

(3) 総会及び理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べること

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること

ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること

- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

**第24条** 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第25条** 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

**第26条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める額を、報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

**第27条** 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第28条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

**第29条** 理事会は、毎事業年度6回以上開催する。

- 2 理事会は、会長が招集する。
- 3 理事会を招集するときは、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び監事に通知する。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

**第30条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第31条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

**第32条** 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第33条** 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

**第34条** 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第35条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

**第36条** 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

**第37条** 本会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、広島県において発行する中国新聞に掲載する方法による。

## 第 10 章 補 則

(委員会)

**第38条** 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について調査及び研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(事務局)

**第39条** 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置き、職員の任免は会長が行う。
- 3 その他事務局及び職員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(委 任)

**第40条** この定款の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(附 則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人中国電気管理技術者協会の会員である者は、第7条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本会の最初の代表理事（会長及び副会長）は高橋良友及び与一迫 覚とする。

(附 則)

この定款は、令和1年5月28日から施行する。